

万一の「高病原性鳥インフルエンザ」及び
「低病原性鳥インフルエンザ」の発生に備えて

家畜防疫互助事業 に参加を！

この事業は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営を維持、継続することができるように、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに必要な経費等を相互に支援する仕組みに、国（（独）農畜産業振興機構）が補助する事業です。

● 養鶏・養鶉農家の皆様へ ●



早めに入って経営に安心を!!

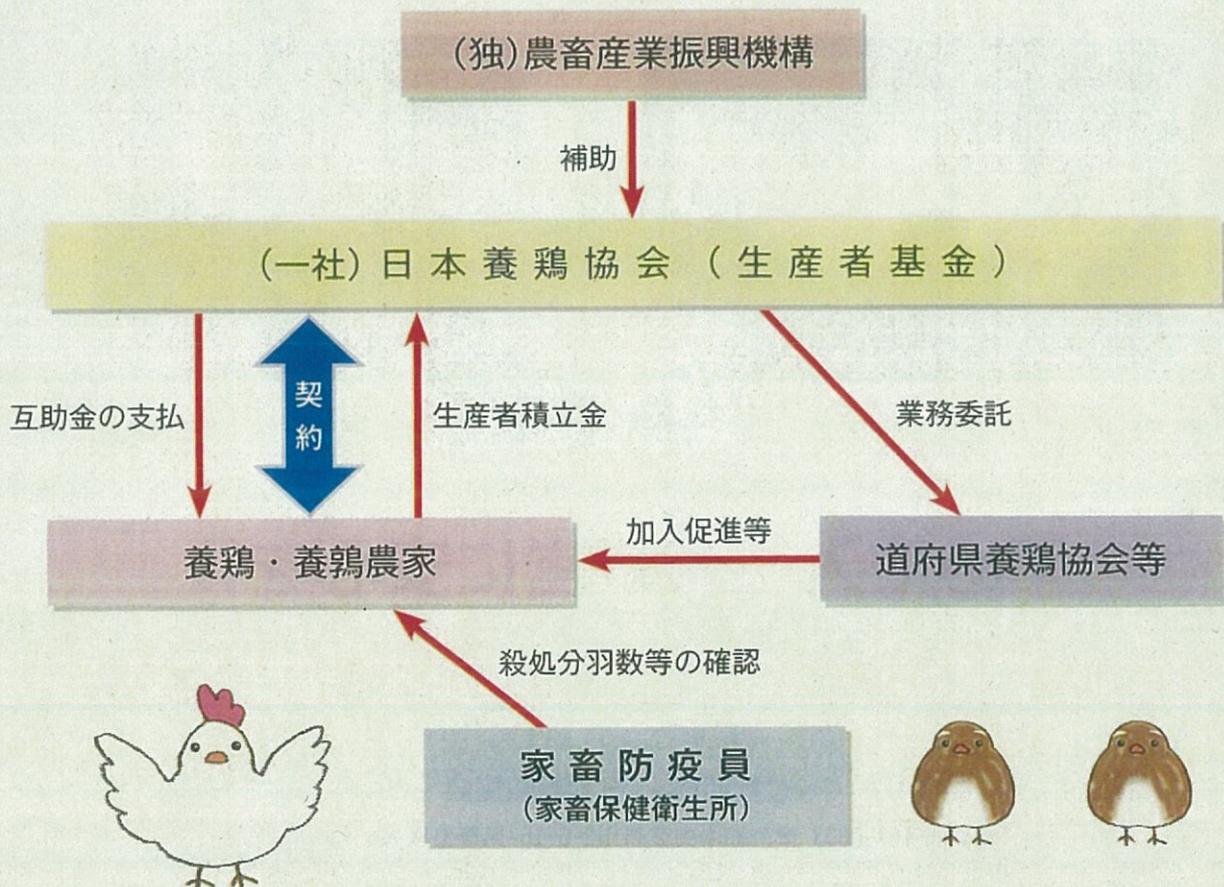
一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川2-6-16 馬事畜産会館内
TEL (03) 3297-5515 FAX (03) 3297-5519

事業のポイント

- 鶏やうずらを飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。
- 加入者は飼養衛生管理基準の遵守が必要となります。
- 対象となる家きんの家畜伝染病は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、「高病原性鳥インフルエンザ等」）です。
- 事業実施期間は平成27年度～29年度までの3年間です。

高病原性鳥インフルエンザ等に係る家畜防疫互助事業の仕組み



生産者積立金の単価

国内外の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況を踏まえ想定発生規模を見直して単価を改定しました。

鶏 (家族型)	採卵鶏 (成鶏)	1羽当たり	4.5円
	採卵鶏 (育成鶏)	1羽当たり	2.0円
	肉用鶏	1羽当たり	0.1円
	種鶏 (成鶏)	1羽当たり	5.5円
	種鶏 (育成鶏)	1羽当たり	2.5円
鶏 (企業型)	採卵鶏 (成鶏)	1羽当たり	5.5円
	採卵鶏 (育成鶏)	1羽当たり	2.5円
	肉用鶏	1羽当たり	0.2円
	種鶏 (成鶏)	1羽当たり	7.5円
	種鶏 (育成鶏)	1羽当たり	3.5円
うずら		5羽当たり	5.0円

(成鶏：120日齢超 育成鶏：120日齢以下)

鶏の企業型について

- 企業型については、伝染病発生時でも雇用が確保されることを主旨としていることから、加入時に雇用実態があり、かつ、発生から経営再開まで一定の雇用が維持されることを加入条件としています。
- 企業型については、常時雇用する従業員（生計を一にする者を除く）の数が、1人以上の事業主又は会社が加入できます。
- 企業型の加入条件に該当する場合であっても、家族型としての加入は可能です。
- 企業型互助金交付時には、雇用実態を書面により確認します。（交付時の雇用実態の確認により、企業型の要件を満たしていないことが判明した場合には、家族型の互助金が交付されます。）
- 事業参加者は、事業実施期間において、同一年度内に1回に限り、契約区分（家族型、企業型）を変更することができます。

生産者積立金の納付

- 加入時に納付する生産者積立金の額は、契約羽数に生産者積立金の単価を乗じて求めます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等が発生して生産者積立金を使用した場合は、追加負担割合（(独)農畜産業振興機構理事長が別に定めます。）に基づく額の納付が必要となる場合があります。